

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民年金に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

国民年金事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奈良県奈良市長

公表日

令和7年1月6日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の者について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムで宛名情報(送付先、住民登録外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 各業務システム接続機能: 既存住民基本台帳システム及び番号利用事務を扱う各業務システムの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (各種業務システム・中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>庁内でのデータ連携機能を有する。</p> <p>1. 既存住民基本台帳システムから住民票異動情報を取り込み、各業務の宛名データへ連携する。</p> <p>2. 各業務システムが作成した住民登録外宛名と連携する。</p> <p>3. 税・福祉など各業務システムが他業務と連携するデータの授受を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (各種業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	社会保険オンラインシステム
②システムの機能	<p>日本年金機構から貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は事前に登録書を年金事務所に提出し、個々に割り振られるIDパスワード及び生体認証によって操作が可能となる。年金記録の確認には基礎年金番号を用いる。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (管轄年金事務所のターミナルコントローラとの接続のみで他システムと接続しない)</p>
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項 別表46の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された満20歳以上70歳未満の被保険者 *一部、住民登録外者及び在外邦人での登録被保険者を含む
その必要性	住民の資格取得・喪失等の届出により、法令に基づく被保険者名簿を作成し年金記録等の情報管理をするとともに、住民登録情報に基づく異動、変更があった場合は修正すべきとされている。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	国民年金法に基づき各種届出、申請等の受理及び日本年金機構への進達並びに厚生労働大臣への報告が法定化されている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月1日
⑥事務担当部署	国保年金課、都祁・月ヶ瀬行政センター、西部・北部・東部出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	国民年金法に基づき、各種届出、申請等の受理及び日本年金機構への進達並びに厚生労働大臣への報告が法定化されている。	
④使用の主体	使用部署	国保年金課、都祁・月ヶ瀬行政センター、西部・北部・東部出張所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者名簿に記載することで、被保険者の資格等の情報を適正に管理する。 ・日本年金機構への進達、厚生労働大臣への報告に使用する。 ・個人番号の管理を行う。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金届等の際に入手する場合は、年金手帳とその他本人確認書類で突合を行う。 ・日本年金機構で新たに基礎年金番号が生成された場合は、日本年金機構に照会し突合を行う。
⑥使用開始日	平成29年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない () 件 <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 	
委託事項1		既存国民年金システムの運用保守及び委託
①委託内容		既存国民年金システムの運用保守
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <input type="checkbox"/> 再委託しない <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託については事前協議の上、委託先から再委託申請書の提出を求める。
	⑥再委託事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既存国民年金システムのプログラム保守 ・運用に関する質疑応答、支援

移転先2～5	
移転先2	市民課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第4条
②移転先における用途	住民基本台帳法第7条による住民基本台帳に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	国民年金基礎年金番号情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	奈良市の住民のうち、国民年金被保険者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	業務の中で必要の都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、入室時には、生体認証による管理を行う。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所 ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ・消去方法 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に当たって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<宛名情報>

宛名番号、カナ氏名、漢字氏名、カナ通称名、漢字通称名、生年月日、性別、現住所、現住所方書、前住所、前住所方書、転入前住所、転入前住所方書、転出先住所、転出先住所方書、住定日、消除日、異動日、異動事由、国籍

<年金基本情報>

基礎年金番号、宛名番号、電話番号、電話番号種別、旧年金番号、特記情報

<資格得喪情報>

基礎年金番号、被保険者種別、資格取得日、資格取得届出日、資格取得理由、資格喪失日、資格喪失届出日、資格喪失理由

<付加年金情報>

基礎年金番号、付加種別、付加加入日、付加加入届出日、付加脱退日、付加脱退届出日

<免除情報>

基礎年金番号、受付日、免除種類、免除該当日、免除該当理由、免除終了日、免除消滅理由、送付日、裁定結果、裁定日、学校情報

<老齢基礎年金情報>

基礎年金番号、年金コード、受付日、送付日、決定日

<障害基礎年金情報>

基礎年金番号、年金コード、受付日、送付日、決定日、支給区分、加算対象者情報、初診日、認定日、障害種類、改定情報、停止情報

<遺族年金等情報>

基礎年金番号、年金コード、受付日、送付日、決定日、死亡者情報、加算対象者情報

<老齢福祉年金情報>

証書番号、証書記号、宛名番号、支給区分、扶養義務者情報、配偶者情報

<所得情報>

宛名番号、賦課年度、一般扶養数、老人扶養数、特定扶養数、控除対象者配偶者、障害者扶養数、特別障害者扶養数、年少扶養数、本人障害者区分、本人寡婦区分、本人勤労学生区分、公的年金収入、公的年金等雑所得、合計所得金額、純損失、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、配偶者特別控除

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での届出・申請受付の際にはその内容及び届出者・申請者の本人確認書類（身分証明書・被保険者証等）による確認を徹底し、対象者以外の情報の入手防止に努める。 ・システムに入力後、異動届や申請書と入力内容を照合し、確認を行う。 ・住民情報については、既存住民基本台帳システムから庁内連携で既存国民年金システムに情報を取り込み、確認を行う。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する職員を特定しており、作動させるためには、ユーザIDでの識別・パスワードでの認証を必要としている。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・庁内連携機能からの各種照会情報の入手については、アクセスログを記録・保管し、権限を有しない職員による入手抑制の対策を施している。また、当該情報に接続可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各届出・申請については、世帯主又は世帯員によることとしており、届出申請者についての本人確認を行う。それ以外の者による届出・申請の際には、委任状の提出を必要とする。 ・通知カード若しくは個人番号カード(番号利用法第7条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求めめる。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書や申請書など特定個人情報を含む文書を受領した際は、所定の場所にまとめて散逸のないよう留意し、一時保管する。 ・個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存国民年金システムからは、国民年金加入者情報及びその他の国民年金業務に必要な情報のみアクセスすることが可能であり、その他の事務に用いるファイルにはアクセスできないよう、アクセス制限を行っている。 ・通常運用に使用している端末画面に個人番号は表示されず、特定の操作を行った場合だけ個人番号が画面に表示される仕組みとなっている。 ・データ抽出を行うときは、個人番号を含むデータ出力はできないよう機能制限がされている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが既存国民年金システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①ID/パスワードの発行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・業務に対応したアクセス権限を確認し、業務に必要なアクセス権限のみを申請しなければならないものとしている。 ②失効管理 <ul style="list-style-type: none"> ・権限を有していた職員の異動退職情報を確認し、異動退職があった際は当該IDを失効させている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は再度パスワードの入力を行い、ログインすることが必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は国民年金事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・ユーザIDとともに、国民年金システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。 ・ログファイルを定期的に検査し、不正な利用が行われていないかの監査を行う。 ・電子記憶媒体へのデータ書き出しについては、端末を特定し、管理者のもとで実施し、アクセス記録をログとして管理している。 ・窓口からののぞき見ができない場所・向きに端末を設置している。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。 ・個人情報の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。 ・個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。 ・個人情報を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。 ・個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。 ・事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について委託者に報告すること。 ・委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。 ・個人情報の収集は目的達成のための必要な範囲内で適法かつ公正な手段で行うこと。 ・個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報等を取扱う従業者や取扱う特定個人情報等の範囲を明確にすること。 ・個人情報の取扱状況等について資料の提出や調査を求められた場合は、これを拒んではならないこと。

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容	(情報保護管理体制の確認) ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得又はISMS認証の取得を要件としている。(特定個人情報の消去) 委託先で特定個人情報を消去する場合には、以下を義務付けている。 ・個人情報を記録した媒体(紙、外部記録媒体)の破棄は、再利用できない措置を講じること。 ・期限前に廃棄したり、期限終了後も漫然と保存することのないよう、保存期間についてあらかじめ書面を提出すること。 ・消去結果に係る報告書及び消去したことがわかる記録を提出すること。 なお、市は年に1回程度、現地調査・確認を行うこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。 ・既存国民年金システムの保守運用委託に関しては、作業場所を庁舎施設内に限定している。また、庁舎施設外で作業を行う場合、その作業場所の安全対策は庁舎施設内で作業を行うときと同等のものを確保しなければならない。また、契約書に添付の仕様書にて奈良市情報セキュリティポリシーを遵守することを明記している。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・庁内連携システムによる情報の提供・移転は、あらかじめ定められた仕様に基づいて行い、それ以外の連携はできない。 ・具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出した資料を整備し、それに基づいて特定個人情報の提供を行うとともに、定期的に変更がないか等の確認を行っている。	
その他の措置の内容	・印刷したハードコピーは、使用后速やかに裁断処理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>(技術的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(セキュリティパッチ)を適用している。 ・ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入している。 ・定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査している。 ・ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御している。 ・外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムのシステムへの侵入を防止している。 ・侵入検知システム(IDS)を設置し、外部からの攻撃や改ざんへの措置を講じている。 ・職員等が使用しているパソコン等の端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃や外部のサイトに対する攻撃を監視している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <p>(物理的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバ設置場所は、生体認証装置により入退室管理を行っている。 ・個人情報を含む書類については、鍵のかかる書庫で保管している。 ・紙資料等については文書取扱規程に基づいて、保存年限経過後は、個人情報の流出がないよう適切な方法により廃棄処分している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>(人的対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する法律や情報セキュリティに関する研修等を通じて、個人情報の取扱いに係るルールの遵守徹底を図る。 <p>(消去手順)</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		

8. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	----------	---	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="checkbox"/>] 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報の保護に関する法律等に関する研修を行っていく。違反行為があった場合は懲戒処分の対象ともなる。	

10. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(サーバ室の入退室管理は生体認証による 等)、ITリテラシの高い運用担当者を配置することによるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者を配置することによる均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
②請求方法	必要事項を記載した書面により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係
②対応方法	・問合せ受付時に受付票を作成し、対応に関する記録を残す。 ・必要に応じて担当部署に連絡し、協議のうえ対応する。 ・重大な事案については、庁内横断的に連絡をとり対処する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月30日	公表日	2015/3/30	2016/3/30	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-2-システム2-③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-2-システム4	(新規追加)	①システムの名称 中間サーバ ②システムの機能 中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、既存住基システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (中略) ③他のシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 宛名システム等	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	I-4-法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の31の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	II-2-⑤保有開始日	2015/10/1	2017/1/1	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年3月30日	II-3-⑥使用開始日	2015/10/1	2017/1/1	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

平成28年3月30日	Ⅲ-4-規定の内容	<p>奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書・奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則の規定に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報について以下のことを契約書に明記している。</p> <p>(変更のない部分省略)</p>	<p>・奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則並びに奈良市特定個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例施行規則並びに奈良市特定個人情報等の保護に関する管理規程その他の規定に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報について以下のことを契約書に明記している。</p> <p>(変更のない部分省略)</p> <p>・個人情報の収集は目的達成のための必要な範囲内で適法かつ公正な手段で行うこと。</p> <p>・個人番号及び特定個人情報の持ち出しの禁止。</p> <p>・特定個人情報等を取扱う従業者や取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にすること。</p> <p>・個人情報等の取扱状況等について資料の提出や調査を求められた場合は、これを拒んではならないこと。</p>	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年3月30日	公表日	2016/3/30	2017/3/31	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	公表日	2017/3/31	2018/3/30	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I-5-②法令上の根拠	<p>番号法 第19条第7号</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「年金給付関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、25、26、27、30、32、34、35、39、40、45、47、51、52、58、59、62、66、68、73、75、76、81、82、84、87、91、92、94、98、99、100、102、103、118、119の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>・第47項、第48項、第49項、第50項</p>	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年3月30日	I-6-①部署	保健福祉部 保険医療室 国保年金課	福祉部 国保年金課	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

平成30年3月30日	I-6-②所属長	福井 康隆	稲垣 敏浩	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	II-5-提供先1 ①②...⑦	厚生労働大臣 ①番号法第19条第7号 別表第2 ②番号法別表第2に関する各事務 (略) ⑦情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の 提供依頼がある度に行う。	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	II-5-提供先2 ①②...⑦	日本年金機構 ①番号法第19条第7号 別表第2 ②番号法別表第2に関する各事務 (略) ⑦情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の 提供依頼がある度に行う。	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	II-5-提供先3 ①②...⑦	市町村長 ①番号法第19条第7号 別表第2 ②番号法別表第2に関する各事務 (略) ⑦情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の 提供依頼がある度に行う。	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	V-1-①実施日	2015/1/15	2015/3/19	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	I-5-①実施の有無	実施する	未定	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	III-6-情報提供ネットワーク との接続	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理 機能により、ログイン時の職員認証のほか、 ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操 作内容等の記録が実施されるため、不適切な 端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 (以下略)	情報連携の時期は未定である。	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年3月30日	II-5-提供・移転の有無	[○]提供を行っている(3)件 [○]移転を行っている(2)件 []行っていない	[]提供を行っている()件 [○]移転を行っている(2)件 []行っていない	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない

平成31年3月29日	評価実施機関名	奈良市長	奈良県奈良市長	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年3月29日	公表日	2018/3/30	2019/3/29	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年3月29日	I-6. 評価実施機関におけ る担当部署	②所属長 稲垣 敏浩	②所属長の役職名 課長	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年3月29日	IV-1.①実施日	平成27年3月19日	平成31年3月29日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年5月1日	公表日	平成31年3月29日	令和2年5月1日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和3年3月31日	公表日	令和2年5月1日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年3月31日	II-4-委託事項1-③委託 先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和4年3月31日	II-5-移転先1-②移転先 における用途	統合宛名システム(仮称)の宛名情報とするた め	統合宛名システムの宛名情報とするため	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年7月11日	公表日	令和4年3月31日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない
令和6年2月28日	I-2-システム1-①システ ムの名称	国保年金システム	国民年金システム	事後	その他の項目の変更であって 事前の提出・公表が義務付け られない

令和6年2月28日	I-2-システム2-②システムの機能	3. 中間サーバ連携機能: 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4. 各業務システム接続機能: 既存住民基本台帳システム及び番号利用事務を扱う各業務システムの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	3. 各業務システム接続機能: 既存住民基本台帳システム及び番号利用事務を扱う各業務システムの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	I-2-システム4-①システムの名称	中間サーバ	社会保険オンラインシステム	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	I-2-システム4-②システムの機能	中間サーバは、情報提供ネットワークシステム、既存住基システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(※)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。(以下略)	日本年金機構から貸与を受け、年金記録に関する相談業務のため、国民年金被保険者の年金記録を確認する。操作者は事前に登録書を年金事務所に提出し、個々に割り振られるID/パスワード及び生体認証によって操作が可能となる。年金記録の確認には基礎年金番号を用いる。	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	I-5-②法令上の根拠	空欄	—	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	I-7他の評価実施期間	空欄	—	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	II-2-⑥事務担当部署	都祁	都祁	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	II-3-④使用部署	都祁	都祁	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	II-4-委託事項1-①委託内容	国保年金システムの運用保守	国民年金システムの運用保守	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	II-5-提供・移転の有無	移転を行っている 2件	提供を行っている 1件 移転を行っている 2件	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1	空欄	厚生労働大臣(日本年金機構)	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―①法令上の根拠	空欄	番号法第9条第1項、国民年金法第3条、国民年金法施行令第1条の2	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―②提供先における用途	空欄	・被保険者の異動情報の確認 ・保険料免除申請の審査、決定 ・裁定請求の審査、決定	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―③提供する情報	空欄	・被保険者の異動情報 ・保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―④提供する情報の対象となる本人の数	空欄	10万人以上100万人未満	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	空欄	・被保険者にかかる異動があった者 ・保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求をした者	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―⑥提供方法	空欄	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)紙	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－提供先1―⑦時期・頻度	空欄	週1回、または日本年金機構から照会を受けた場合は都度	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－移転先1	情報政策課	DX推進課	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－移転先2―①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第4条第3項	番号利用法第9条第2項、番号利用条例第4条	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅱ－5－移転先2―④移転する情報の対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	1万人未満	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

令和6年2月28日	Ⅱ－6保管場所	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、入室時には、生体認証による管理を行う。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、入室時には、生体認証による管理を行う。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。 	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年2月28日	Ⅲ－5	<ul style="list-style-type: none"> ・外部媒体へのデータ書き出しについては、作業できる端末を特定し、管理者のもとで実施するとともにアクセス記録をログとして保管している。 ・ログファイルを定期的に検査し、不正な利用が行われていないかの監査を行う。 	-	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月6日	I－1－②事務の内容	<p>市は、「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <p>①(以下)略</p>	<p>市は、「国民年金法」及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。併せて、国民年金法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。</p> <p>①(以下)略</p>	事前	ガバメントクラウドの利用開始及び標準準拠システム移行によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)
令和7年1月6日	I－2－システム1－①システムの名称	国民年金システム	国民年金標準準拠システム(以下「既存国民年金システム」という)	事前	ガバメントクラウドの利用開始及び標準準拠システム移行によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)
令和7年1月6日	I－4個人番号の利用	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第一の31の項(番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2)	番号利用法 第9条第1項 別表46の項	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない

令和7年1月6日	Ⅱ-4-委託事項1	国保年金システムの運用保守委託	既存国民年金システムの運用保守及び委託	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月6日	Ⅱ-4-委託事項1一再委託-⑥再委託事項	・国保年金システムのプログラム保守 ・運用に関する質疑応答、支援	・既存国民年金システムのプログラム保守 ・運用に関する質疑応答、支援	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月6日	Ⅱ-4-委託事項1-①委託内容	国民年金システムの運用保守及び委託	既存国民年金システムの運用保守及び委託	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年1月6日	Ⅱ-6保管場所	(追記)	<p>(前略)</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>・保管場所</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</p> <p>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>・消去方法</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	ガバメントクラウドの利用開始及び標準準拠システム移行によるシステム等の改修による変更であり評価書の内容に一部変更を加えるもの(重要な変更)に該当)

令和7年1月6日	Ⅲ-2リスクに対する措置の内容	(略) ・住民情報については、既存住民基本台帳システムから庁内連携で国保年金システムに情報を取り込み、確認を行う。 (略)	(略) ・住民情報については、既存住民基本台帳システムから庁内連携で依存国民年金システムに情報を取り込み、確認を行う。 (略)	事後	
令和7年1月6日	Ⅲ-3リスクに対する措置の内容	・国保年金システムからは、国民年金加入者情報及び(略)	・既存国民年金システムからは、国民年金加入者情報及び(略)	事後	
令和7年1月6日	Ⅲ-3具体的な管理方法	・国保年金システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが国民年金システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。	・既存国民年金システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザが既存国民年金システム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止している。	事後	
令和7年1月6日	Ⅲ-4-1特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・(略) ・国民年金システムの保守運用委託に関しては、(略)	・(略) ・既存国民年金システムの保守運用委託に関しては、(略)	事後	
令和7年1月6日	Ⅲ-4-1規定の内容	奈良市個人情報保護条例及び奈良市個人情報保護条例施行規則、並びに奈良市特定個人情報保護条例及び奈良市特定個人情報保護条例施行規則、並びに奈良市特定個人情報等の保護に関する管理規程その他の規定に基づき、特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記している。 (略)	(削除) 特定個人情報を含む全ての個人情報に対して以下のことを契約書上に明記している。 (略)	事後	

令和7年1月6日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>(技術的対策) (略) (物理的対策) (略) (人的対策) ・個人情報保護条例や(略)</p>	<p>(技術的対策) (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	システム標準化対応による変更
令和7年1月6日	Ⅲ-9 具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護条例等に関する研修を行っていく。(略)	・職員に対しては、個人情報の保護に関する法律等に関する研修を行っていく。(略)	事前	システム標準化対応による変更

令和7年1月6日	Ⅲ－10その他のリスク対策	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略)	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	システム標準化対応による変更
令和7年1月6日	V－1－①実施日	令和6年2月28日	令和7年1月6日	事後	その他の項目の変更であって事前の提出・公表が義務付けられない